平成26年4月10日

公　　　　　告

契約担当官
航空自衛隊第６航空団
会計隊長　渡部　和也

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

1　入札に付する事項：(1) 件　　名：現地外注整備市販型車両
(2) 履行期限：平成27年3月31日
(3) 履行場所：自社指定事業所

2　競争参加資格：(1) 予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一参加資格で「役務の提供」のＤ等級以上の格付をされていること。
(3) 経理装備局長から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を経理装備局長が認めた場合には、この限りではない。

3　契約条項を示す場所：航空自衛隊小松基地会計隊契約班

4　入札場所：航空自衛隊小松基地第２会議室
（当日の状況により、入札会場が変更になる場合があります。）

5　入札日時：平成26年4月23日　10時00分

6　保証金：(1) 入札保証金……予決令第７７条第２号により免除
(2) 契約保証金……予決令第１００条の３第３号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を追徴する。

7　入札の無効：２の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。

8　入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

9　契約書等作成の要否：［要］　否

10　決定方法：総額　［単価］

11　郵便入札の許否：［許］　否
郵便入札を希望する者は、平成26年4月22日17時までに必着のこと。

12　説明会：有　［無］
日時：平成　年　月　日　時　分

13　同等品確認申請：

14　受付：入札に参加される方は、下記に連絡して下さい。
連絡先：会計隊契約班　担当：前田
電話番号　０７６１－２２－２１０１（内線２３９）

15　その他：適用される交換部品の割引率は、4月14日に通知します。

別紙

特　約　条　項

（整備作業点数等）

第１条　整備作業点数は、社団法人日本自動車整備振興会連合会発行の自動車整備（乗用車・貨物車編）**標準作業点数表**の最新版を適用する。

２　純正部品は各自動車製造会社の発行する純正部品価格表に示す標準価格から**付表**による割引率を適用した単価とする。

３　市販型車両外注整備見積点数は**付紙**のとおりとする。

（発注方法について）

第２条　甲は、毎月末、次月の整備計画表を乙に通知するものとする。

２　甲は、前項の計画表に基づき、発注書を作成し、車両及び所要の官給品を乙に引渡すものとする。

３　乙は、発注書に指示された事項以外について整備を要する事項がある場合は、速やかに甲に通知するものとする。

４　甲は、前項の規定により必要と認めた場合は、直ちに追加発注を乙に送付するものとし、乙は納期までに整備を完了させるものとする。但し、納期までに整備完了が困難である場合は、甲・乙協議のうえ、別に定めた日までとする。

（車両の受渡しについて）

第３条　乙は、前条２項の規定により車両の引渡しを受けたときは直ちに当該車両の管理換票を甲に提出するものとする。

（保証について）

第４条　物品の引渡しから引取りの間の保管責任は、乙の責任とする。

２　整備期間中における乙の過失により生じた損害は、全て乙の負担とする。

３　整備完了車両の「かし期限」は、次期点検、検査までとする。なお機能不良、損傷等が発生した場合、その原因が乙の整備に起因するものと明らかに認められる場合、乙が再整備の責を負うものとする。

４　疑義がある場合は、甲・乙協議のうえ決定する。

（道路運送車両法適用車両の検査）

第５条　乙は、法適用車両の継続検査について、甲から要求があった場合は所要の書類を作成し受検するものとする。

（その他）

第６条　甲は、整備で使用した交換部品を乙からその都度引きあげるものとする。

付紙

平成２６年度市販型車両外注整備見積点数表

車　種	整備区分	平均点数	予定台数	予定点数
小型人員輸送車	３か月点検	7.00	9	63.00
	１２か月点検	30.00	3	90.00
大型人員輸送車１号	３か月点検	6.00	3	18.00
	１２か月点検	27.00	1	27.00
業務車４号	３か月点検	3.50	9	31.50
	１２か月点検	13.00	3	39.00
業務車２号（緊急用）	６か月点検	3.00	1	3.00
	２４か月点検	19.00	1	10.00
業務車２号（４×４）	２４か月点検	12.00	1	8.00
業務車２号	２４か月点検	16.00	1	9.00
業務車３号	２４か月点検	12.00	1	8.00
業務車３号（４×４）	１２か月点検	12.00	2	48.00
業務車１号	Ｉ検査	4.50	9	40.50
	Ｍ検査	12.00	9	108.00
業務車１号（４×４）	Ｉ検査	4.50	1	4.50
	Ｍ検査	12.50	1	12.50
ﾄﾗｯｸ1/4t４×４小型業務車	Ｉ検査	4.50	13	58.50
	Ｍ検査	13.50	13	175.50
１／２ｔトラック	Ｉ検査	10.50	7	73.50
	Ｍ検査	27.00	7	189.00
１1/2tトラック	Ｉ検査	8.00	7	56.00
	Ｍ検査	30.50	7	213.50
３1/2tトラック	Ｉ検査	15.00	1	15.00
	Ｍ検査	40.00	1	40.00
ﾄﾗｯｸ２ｔ４×２カーゴ	Ｉ検査	12.50	6	75.00
	Ｍ検査	32.50	6	195.00
ﾄﾗｯｸ２1/2t４×２カーゴ	Ｉ検査	5.00	5	25.00
	Ｍ検査	21.40	5	107.00
ﾄﾗｯｸ２1/2t４×４カーゴ	Ｉ検査	15.00	1	15.00
	Ｍ検査	40.00	1	40.00
救急車	Ｉ検査	4.00	1	4.00
	Ｍ検査	11.50	1	11.50
高規格救急車	Ｉ検査	4.00	1	4.00
	Ｍ検査	12.00	1	12.00
有線整備車	Ｉ検査	4.50	1	4.50
	Ｍ検査	13.50	1	13.50
ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ整備車	Ｉ検査	10.00	1	10.00
	Ｍ検査	30.00	1	30.00
ｻｲﾄ用人員輸送車	Ｉ検査	15.00	1	15.00
	Ｍ検査	40.00	1	40.00
ﾄﾗｯｸ４×４ダンプ	Ｉ検査	7.00	1	7.00
	Ｍ検査	25.00	1	25.00
ﾄﾗｯｸ４×４ダンプ中型	Ｉ検査	8.50	4	34.00
	Ｍ検査	30.00	4	120.00
ﾄﾗｯｸ３1/2t６×６（2tｸﾚｰﾝ付）	Ｉ検査	15.00	2	30.00
	Ｍ検査	40.00	2	80.00
給食運搬車１号	Ｉ検査	13.50	1	13.50
	Ｍ検査	30.00	1	30.00
合　計			161	2282.00

<table>
<tr><td colspan="5">航　空　自　衛　隊　小　松　基　地　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="3">役　務　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="3">共　通　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td>仕様書番号</td><td colspan="2">小松基ＬＰＳ－Ｖ23091-3</td></tr>
<tr><td rowspan="5">品　　名
又は
件　　名</td><td rowspan="5">現地外注整備
（市販型車両）
共通仕様書</td><td>承　認</td><td colspan="2">平　成　２３年　４月１４日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td colspan="2">平　成　１２年　４月１２日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改　正</td><td colspan="2">平　成　２１年　４月１３日</td></tr>
<tr><td colspan="2">平　成　２３年　４月１２日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td colspan="2">第６航空団車両器材隊</td></tr>
</table>

1.　総則

1.1　適用範囲

1)　この仕様書は，第６航空団司令が行う市販型車両の現地外注整備について契約相手方が実施する共通事項を規定する。

2)　この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は個別仕様書に規定する内容が優先する。

1.2　用語の意味　この仕様書において用いる用語の意味は，次に示すほか各項において定めるとおりとする。

1)　**個別ＴＯ等**　個別ＴＯ等とは，次に示すものをいう。

ア　当該車両等に適用する技術指令書(J.T.O)

イ　製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の修理を目的として作成した取扱説明書，オーバーホール指令書，整備基準，部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

2)　**車両等**　車両等とは，航空自衛隊車両等整備基準(J.T.O.00-10-9)（以下「車両等整備基準」という。）第１－２表に示す車両及びそれぞれの構成品，取付品及び部品等をいう。

3)　**修理不能**　修理不能とは，次の各号の場合をいう。

ア　個別仕様書に規定された修理限度を越える場合。

イ　個別仕様書により特に規定がない限り当該品目（互換性品目及びその他の代品を含む）の修理時における新品取得価格の６５％以上修復の諸費用が見積もられる場合。

ウ　その他官側が指示した場合。

4)　**監督**　監督とは，契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

5)　**検査**　検査とは，契約相手方の履行の最終段階における給付の完了の確認を行い合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3　関連文書　次の文書等は，この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり，特に版を指定するものの他は，入札時（入札が行われない場合は契約時）における最新版とする。

1)　**自衛隊の使用する自動車に関する訓令**（昭和４５年防衛庁訓令第１号）

2)　**航空自衛隊物品管理補給規則**（昭和４３年航空自衛隊達第３５号）
3)　**航空自衛隊調達規則**（JAFR124）
4)　**航空自衛隊物品管理補給手続**（JAFR125）
5)　**航空自衛隊装備品等共通整備基準**（J.T.0.00-10-1）
6)　**航空自衛隊車両等整備基準**（J.T.0.00-10-9）
7)　**車両等の塗装及び標識**（J.T.0.36-1-3）
8)　**車両等検査要項**（J.T.0.36-1-6）
9)　**車両等防錆処理要領**（J.T.0.36-1-52）
10)　**個別ＴＯ等**
11)　**道路運送車両法**（昭和２６年法律１８５号）
12)　**自動車点検基準**（昭和２６年運輸省令第７０号）
13)　**標準作業点数表（日本自動車整備振興会）**
14)　**日本工業規格（ＪＩＳ）**

2.　役務に関する要求事項

2.1　整備作業の種類及び工程　個別仕様書で規定する整備作業の種類及び工程は原則として次のとおりとする。

1)　**定期検査整備**　定期検査整備は，車両等整備基準に定めるＩ検査又はM検査について次の工程の作業を実施する。但し，**イ**，**ウ**の作業については，Ｉ検査又はM検査で分解を要求される部位を除き，定期検査の結果に基づき監督官の指示を得て実施する。
　ア　定期検査
　イ　分解検査
　ウ　修理等

2)　**定期点検整備**　定期点検整備は，**道路運送車両法（以下車両法という）**に定める定期点検整備（３か月，６か月，１２か月，２４か月）について，次の工程の作業を実施する。但し，**イ**，**ウ**の作業については，３か月，６か月，１２か月，２４か月点検で分解が要求される部位を除き，定期点検の結果に基づき監督官の指示を得て実施する。
　ア　定期点検
　イ　分解検査
　ウ　修理等

3)　**計画外整備**　計画外整備では，定期検査整備及び定期点検整備以外の整備で，個別仕様書で指示された作業をいう。

2.2　作業内容　前2.1 に示す工程の作業内容は，個別仕様書で特に指示するほか次により実施する。

1)　**定期検査**　定期検査は，**車両等整備基準**に定めるＩ検査またはM検査について，車両等検査要項（**別紙第１**）の手順に従い目視点検，機能点検又は計測等の作業を行い，車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を**車両等整備基準**に定める作業用紙（**別紙様式第１，２**）に記録するものとする。

2)　**定期点検**　定期点検は，**車両法**に定める定期点検整備に基づいて実施するものとする。

3)　**分解検査**　分解検査は，定期検査又は定期点検の結果，判明した要修理箇所を修理するために必要な最小限の分解とする。なお分解した部品は目視点検，機能点検，

計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法，要交換部品を判定する。確認の結果必要事項を要修理申立書（**別紙様式第３**）に記録するものとする。また分解した部品は要交換品を除き，必要な品質を維持するための洗浄等を行う。

4)　**修理等**　修理等とは，2.2 3)で確認された本来の性能を発揮できない車両等の修理箇所（部位，部品等）を交換，加工，組立調整等の作業を実施して本来の状態に修復するため，次の作業を行う。

ア　**交換**　2.2 3)で要交換と判定されたものを2.4 により良品と交換する。

イ　**加工**　修理するための加工は，要修理箇所（部位、部品等）特性に応じ，最も適した方法で行う。

ウ　**組立調整**　2.2 3)で使用可能品と判断されたもの，2.2 4)のア，イで修理した部品等について規定の性能を発揮するため，適正な手順方法により組み立て，必要に応じて各部を調整する。

エ　**潤滑**　車両等の必要な部位，部品について必要な潤滑効果を得るため，適合した油脂を選定のうえ適正量を給油する。

オ　**塗装及び標識**　塗装及び標識は，個別仕様書で特に指示された場合を除き，この仕様書の1.3 7)による。

2.3　**作業の中止**　次に示す場合は作業を一時中止し，監督官に申し出る。

1)　車両を修理するため，個別仕様書で指示された以外の作業の必要がある場合。

2)　修理不能の場合

2.4　**使用部品及び材料**

1)　**使用部品及び材料の準備**　整備作業に必要な部品，材料等は個別仕様書で官給を指示されたものを除き契約相手方で準備する。

2)　**部品等の規格及び活用**

ア　部品等の使用は原則として製造会社の純正部品（個別ＴＯ等に記載された部品）とする。

イ　修理に際し，修理不能品（組部品）が発生し，これの使用可能な部品等を他の組部品の修理に流用することが可能な場合は，監督官の指示を得てこれらの部品を活用し修理費の節減を図る。但し，原則として同一契約の範囲内とする。

2.5　**要求性能**　車両等の修理後の性能は，個別仕様書で特に指示された場合を除き，個別ＴＯ等による。

3.　**品質保証**

3.1　**品質管理**　契約相手方が実施する品質管理は，個別仕様書で指示された場合を除き次による。

1)　車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び試験装置は関連法に基づき，定期的に整備されていなければならない。

2)　社内点検記録は，確実に保管されていなければならない。

3.2　**監督及び検査**　車両等の外注整備作業に関する監督及び検査は次による。

1)　監督は契約相手方から品質を保証するものとして提出された品質保証資料により実施するものとし，監督実施記録（**別紙様式第４**）に記録する。ただし，監督官が必要と判断した場合においては，直接監督を実施する。

2)　検査は契約相手方の提出する品質保証資料に基づき，車両が当該契約の要求事項に適合した修理等を完了していることを確認し合格とする。

件　名	現地外注整備（市販型車両）共通仕様書	仕様書番号	小松基LPS-V23091-3

4.　その他の指示

4.1　技術協力　契約相手方は，次に示す場合には，官側に技術等の協力をしなければならない。

1)　2.4 1)により納入した部品の不具合等の原因究明，対策案の提出及び処置について，官側から依頼された場合の調査検討の実施。

2)　その他技術的事項について，官側から要求があった場合には資料等の提出又は提示等の協力。

4.2　補給手続　次に示す項目についての補給上の手続きについては監督官の指示を得て実施する。

1)　**車両の受け渡し**　車両の受け渡しは**航空自衛隊物品管理補給手続**第５章（物品管理補給業務一般）により実施し，輸送（搬入，搬出）は官側において実施する。なお，車両の受領に当たり付属品等の員数を確認し，車両付属品員数表（**別紙様式第５**）に記録するものとする。

2)　**官給品**

ア　**官給品の使用後の処置**　個別仕様書で官給と規定され使用した物品は，整備完了後，官給品使用明細書（**別紙様式第６**）を作成し官側に提出する。

イ　**不具合があった場合**　契約相手方は官給された，物品等について不具合を発見した場合は，速やかに監督官に報告し，指示を得て不具合通報（**別紙様式第７**）を**航空自衛隊物品管理補給手続**第５章７節により作成し，分任物品管理官へ３部提出する。

3)　**交換した旧部品の返納処置**　交換した旧部品は，部品等使用明細書（**別紙様式第８**）及び管理換票を作成し車両の完成納入時官側に返納する。

4.3　保証

1)　物品の搬入後から搬出までの間の一切の保管責任は，契約相手方の責任とする。

2)　整備期間中における契約相手方の過失，その他により生じた損害は，すべて契約相手方の責任とする。

3)　修理完成品が納入後次期点検，検査までの間において機能不良，損傷等が発生し，その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められる場合には契約相手方は無償で再修理の責を負う。なお，この判定は甲乙協議のうえ決定する。

4.4　仕様書の疑義　仕様書について疑義のある場合は、監督官又は検査官を通じて，契約担当官に申し出る。

車両検査要項

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
Ｉ かじ取り装置	１．ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1)　一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2)　走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3)　ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	２．ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	３．ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	４．ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1)　連結部にがたがないか。 (2)　取付部に緩みがないか。 (3)　曲がりや損傷がないか。 (4)　割ピンが欠損していないか。
	５．ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	６．ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	７．ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスタ（又は、キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーイン・ゲージ）を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン（及びキング・ピンの傾斜角度）が規定の範囲にあるかを点検する。（タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テスタにより点検してもよい。）
	８．パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	○	○	(1)　定められたプーリ間のベルト中央部を手（10kgf）で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2)　ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	９．パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	○	○	(1)　リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア　ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ　ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2)　エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。（車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意）
	１０．パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1)　オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2)　ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
Ⅱ 制動装置	１．ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	２． ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスタで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	３．パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	４．パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5 分の 1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスタで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置（またはテストポジション)まで引き点検する。
	５．ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	６．リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(ＭＡＸ～ＭＩＮなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	７．ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	８．ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	９．ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	１０．ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
	１１．ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ･ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ･ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する
	１２．ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ･ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ･バルブ、クイック･レリーズ･バルブ、リレー･バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ･バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ･ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア･タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ･スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー･バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ･ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	１３．ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	１４．ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ･ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ･ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ･ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ･ペダルを普通に踏み込んだとき、1 回目より 2 回目、3 回目と踏み込むにしたがってブレーキ･ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェック･バルブ及びリレー･バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック･バルブ、リレー･バルブ、ダイヤフラム、ピストン･カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	１５．ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト･アップなどの状態で、ブレーキ･ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	１６．ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト･アップなどの状態で、ブレーキ･ペダル又はパーキング･ブレーキ･レバーを数回操作し、ブレーキ･シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト･アップなどの状態で、ブレーキ･ペダル又はパーキング･ブレーキ･レバーを数回操作し、ブレーキ･シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス･ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。（ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。）

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
	１７．ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	１８．ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。（ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
	１９．バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	２０．ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
	２１．ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディ ーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	２２．ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	２３．センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	２４．センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	２５．センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。（ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
	２６．センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。（ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
	２７．油圧式二重安全ブレーキ機構（セフティ・シリンダ式）の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
Ⅲ 走行装置	１．タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ（スリップ・サイン）の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
	２．ホイール･ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	(1)　ホイール･ナット、ボルトに緩みがないかをホイール･ナット･レンチなどにより点検する。 (2)　大型車両にあっては次の点検を実施する ア　ＪＩＳ方式のシングル・タイヤ及びＩＳＯ方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。 イ　ＪＩＳ方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（１個おき）のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。 次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。 (3)　リヤ･シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル･シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。
	３．ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷 （車両総重量８ｔ以上の大型車において行う点検）		○	(1)　リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。 ア　ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。 また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。 イ　ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。 (2)　ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。 ア　関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。 イ　ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、ＪＩＳ方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。ＩＳＯ方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。） ウ　ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある２つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。 エ　インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。 (3)　ＪＩＳ方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
				(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に５０～１００ｋｍ走行後が最も望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（３月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付る。
	４．リム、サイド･リング、ホイール･ディスクの損傷		○	リム、サイド･リング、ホイール･ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド･リング付きのディスク･ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する
	５．フロント・ホイール･ベアリングのがた	○	○	リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検し、ホイール･ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール･ベアリングのがたとなる。) (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント･ホイール･ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
	６．リヤ・ホイール･ベアリングのがた		○	リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検し、ホイール･ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール･ベアリングのがたとなる。) (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、リヤ･ホイール･ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
Ⅳ 緩衝装置	１．リーフ･スプリングの損傷	○	○	リフト･アップなどの状態で、リーフ･スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	２．リーフ･サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ･スプリングのＵボルト、スプリング･バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング･ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ･スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク･ロッド(ラジアス･ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	３．コイル･スプリングの損傷		○	リフト･アップなどの状態で、コイル･スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	４．コイル･サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール･ジョイントのダスト･ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	５．エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6．エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7．エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8．エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。 （規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	9．ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動力伝達装置	1．クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた ときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。（無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検は不要。） (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間 （又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間）が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	2．クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退（リバース）への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3．クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4．トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5．トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
				点検する。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。） (2) A/T 車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後 P レンジ(車両等によっては、N レンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
	６．プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	７．ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを　目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	８．プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	９．プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	１０．デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量　を点検する。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。）
Ⅵ 電気装置	１．　スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間（プラグ・ギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	２．点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。
	３．ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	４．バッテリのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
	5．電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
Ⅶ 原動機	1．低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2．排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のＣＯ(一酸化炭素)及びＨＣ(炭化水素)の排出濃度をＣＯ･ＨＣテスタにより点検する。 (2) ジーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3．エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4．エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5．シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6．エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7．燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8．ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプーリ間のベルト中央部を手(約１０ｋｇ)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
	９．冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスタで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
Ⅷ ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	１．メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音（カチカチ音）が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	２．ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	３．燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	４．チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	５．燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	６．触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。（遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。） (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	７．二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	８．排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、ＥＧＲコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	９．減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	１０．一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
Ⅸ 付属装置等	１．警音器（ホーン）の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	２．窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウィンド･ウォッシャ）の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウィンド･ウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウィンド･ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	３．デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	４．施錠装置（ステアリング･ロック）の作用		○	エンジン･キーを抜いたときステアリング･ロックが確実に作用するかを点検する。
	５．エキゾースト･パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト･パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾースト･パイプ､マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー･ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト･パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト･パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	６．マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	７ 火花防止装置の状態	○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み煤が出ないか点検する。 煤が出るようならプラグを外したまま、煤が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。 ①火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたく。 ②アクセルを軽く踏み込む。
	８．エア・タンクの凝水	○	○	エア･タンクのドレン･コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	９．エア･コンプレッサの機能		○	エア･タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検する。
	１０．プレッシャ･レギュレータ、アンローダ･バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア･コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	１１．非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	１２．車枠(フレーム)、車体(ボディー)の緩みと損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト･アップなどの状態で、フレーム、クロス･メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス･メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン･フード、トランク･リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト･アップなどの状態で、フレーム、サイド･メンバ、クロス･メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
				各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ　チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷ないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 ウ　物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。 エ　ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	１３．連結装置のカプラの機能と損傷		○	(1)　平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2)　カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3)　カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4)　カプラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	１４．連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		○	ピントル・フフックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	１５．座席ベルト(シート・ベルト)の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に 異状がないかを点検する。
	１６．開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	１７．シャシ各部の給油脂状態	○	○	(1)　シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2)　給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3)　自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

車両作業用紙

車両作業用紙（一般車両）

車　種		検査の種類	I □　M □ + □
自動車番号		所属部隊	
開始日付		完了日付	

整備作業チェック記号			
✓	良好	S	手入れ
×	要調整	T	締付
××	要取換	C	清掃
×××	要修理	L	給油

点　検　項　目	記	備考
I．かじ取り装置		
1.ハンドルの操作具合		
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷		
5.ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		
6.ステアリング・ナックル連結部のがた		
7.ホイール・アライメント		
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷		
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量		
10.パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		
II．制動装置		
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間		
2.ブレーキのきき具合		
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		
4.パーキング・ブレーキの効き具合		
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態		
6.リザーバ・タンクの液量		
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		
8ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク		

前輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜	後輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜

点　検　項　目	記	備考
11.ブレーキ・チャンバの機能		
12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり		
14.ブレーキ倍力装置の機能		
15.ブレーキ・カムの摩耗		
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗		
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
19.バック・プレートの状態		
20.ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間		
21.ブレーキ・パッドの摩耗		

前輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜	後輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜

点　検　項　目	記	備考
22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み		
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗		
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能		
III．走行装置		
1.タイヤの状態		
(1)タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）		
(2)タイヤの亀裂、損傷		
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗		
＊タイヤの溝の深さ		

前輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜	後輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜

点　検　項　目	記	備考
2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み		
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷		
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		
5.フロント・ホイール・ベアリングのがた		
6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた		
IV．緩衝装置		
1.リーフ・スプリングの損傷		
2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド		
(2)スプリング・ブラケットの取付部		
(3)リーフスプリング・ピンなど連結部		
(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部		
3.コイル・スプリングの損傷		
4.コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット		
(2)サスペンションの各連結部のがた		
(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷		
5.エア・サスペンションのエア漏れ		
6.エア・サスペンションのベローズの損傷		
7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷		
8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		
9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷		
V．動力伝達装置		
1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間		
(1)クラッチ・ペダルの遊び　　㎜		
(2)レリーズ・フォーク先端の遊び　　㎜		
(3)クラッチ・ペダルの床板とのすき間　　㎜		
2.クラッチの作用		
3.クラッチ液の量		
4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ		
5.トランスミッション、トランスファのオイル量		
6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み		
7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		
8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		
(1)スプライン部の摩耗によるがた		
(2)自在継手部の摩耗によるがた		
9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		
10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量		

車両作業用紙（続き）

Ⅵ. 電気装置			5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		
1.スパーク・プラグの状態			6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷		
2.点火時期			7.二次空気供給装置の機能		
3.ディストリビュータのキャップの状態			8.排気ガス再循環装置の機能		
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食			9.減速時排気ガス減少装置の機能		
5.電気配線の接続部の緩みと損傷			10.一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		
Ⅶ. 原動機			Ⅸ. 附属装置等		
1.低速と加速の状態			1.ホーンの作用		
2.排気の状態			2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用		
ＣＯ　　　ＨＣ　　　黒煙			3.デフロスタの作用		
			4.施錠装置の作用		
			5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
3.エア・クリーナ・エレメントの状態			6.マフラの機能		
4.エア・クリーナの油の汚れと量			7.火花防止装置の状態		
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			8.エア・タンクの凝水		
6.エンジン・オイルの漏れ			9.エア・コンプレッサの機能		
7.燃料漏れ			10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷			11.非常口の扉の機能		
9.冷却水漏れ			12.車枠、車体の緩みと損傷		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			13.連結装置のカプラの機能と損傷		
1.メターリング・バルブの状態			14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			15.シート・ベルトの状態		
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			16.開扉発車防止装置の機能		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			17.シャシ各部の給油脂状態		

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

車両作業用紙

車両作業用紙（施設、荷役用その他の車両）

整備作業チェック記号	
✓ 良好	S 手入れ
× 要調整	T 締付
×× 要取換	C 清掃
××× 要修理	L 給油

車種		検査の種類	I □ M □ + □
自動車番号		所属部隊	
開始日付		完了日付	

点検項目	記	備考
I．かじ取り装置		
1.ハンドルの操作具合		
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷		
5.ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		
6.ステアリング・ナックル連結部のがた		
7.ホイール・アライメント		
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷		
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量		
10.パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		
II．制動装置		
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間		
2.ブレーキのきき具合		
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		
4.パーキング・ブレーキの効き具合		
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態		
6.リザーバ・タンクの液量		
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		
8 ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク		

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

点検項目	記	備考
11.ブレーキ・チャンバの機能		
12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり		
14.ブレーキ倍力装置の機能		
15.ブレーキ・カムの摩耗		
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗		
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
19.バック・プレートの状態		
20.ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間		
21.ブレーキ・パッドの摩耗		

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

点検項目	記	備考
22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み		
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗		
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能		
III．走行装置		
1.タイヤの状態		
(1)タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）		
(2)タイヤの亀裂、損傷		
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗		
＊タイヤの溝の深さ		

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

点検項目	記	備考
2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み		
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷		
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		
5.フロント・ホイール・ベアリングのがた		
6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた		
IV．緩衝装置		
1.リーフ・スプリングの損傷		
2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)ﾘｰﾌ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞのUﾎﾞﾙﾄ、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ・ﾊﾞﾝﾄﾞ		
(2)スプリング・ブラケットの取付部		
(3)リーフスプリング・ピンなど連結部		
(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部		
3.コイル・スプリングの損傷		
4.コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット		
(2)サスペンションの各連結部のがた		
(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷		
5.エア・サスペンションのエア漏れ		
6.エア・サスペンションのベローズの損傷		
7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷		
8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		
9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷		
V．動力伝達装置		
1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間		
(1)クラッチ・ペダルの遊び　mm		
(2)レリーズ・フォーク先端の遊び　mm		
(3)クラッチ・ペダルの床板とのすき間　mm		
2.クラッチの作用		
3.クラッチ液の量		
4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ		
5.トランスミッション、トランスファのオイル量		
6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み		
7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		
8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		
(1)スプライン部の摩耗によるがた		
(2)自在継手部の摩耗によるがた		
9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		
10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量		

車両作業用紙（続き）

VI. 電気装置		
1.スパーク・プラグの状態		
2.点火時期		
3.ディストリビュータのキャップの状態		
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食		
5.電気配線の接続部の緩みと損傷		
VII. 原動機		
1.低速と加速の状態		
2.排気の状態		

ＣＯ		ＨＣ		黒煙	

項目		
3.エア・クリーナ・エレメントの状態		
4.エア・クリーナの油の汚れと量		
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		
6.エンジン・オイルの漏れ		
7.燃料漏れ		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷		
9.冷却水漏れ		
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		
1.メターリング・バルブの状態		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		
5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		
6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷		
7.二次空気供給装置の機能		
8.排気ガス再循環装置の機能		
9.減速時排気ガス減少装置の機能		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		
IX. 附属装置等		
1.ホーンの作用		
2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用		
3.デフロスタの作用		
4.施錠装置の作用		
5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
6.マフラの機能		
7. 火花防止装置の状態		
8.エア・タンクの凝水		
9.エア・コンプレッサの機能		
10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
11.非常口の扉の機能		

項目		
12.車枠、車体の緩みと損傷		
13.連結装置のカプラの機能と損傷		
14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
15.シート・ベルトの状態		
16.開扉発車防止装置の機能		
17.シャシ各部の給油脂状態		
X. 施設、荷役、その他の車両		
1. キャリッジ		
2. 操作レバー　－　リフト、チルト		
3. チェン　－　リフト、ドライブ		
4. ケーブル　－　ウインチ、ホイスト		
5. シリンダ　－　リフト、チルト		
6. 油圧ポンプ		
7. 一般漏えい　－　油、水、チルト		
8. 旋回機構		
9. マスト本体、ブーム		
10. 安全クラッチ、減速機構		
11. ドラム		
12. 昇降機構		
13. コンミュテータ、ブラシ		
14. コントローラ		
15. パワー・テーク・オフ		
16. 索導器		
17. クレーン・アタッチメント		
18. キャタピラ		
19. 排土板、スクレーパ		
20. フイフス・ホイール		
21. 補助脚		
22. キング・ピン－摩耗、破損、カップラ結合個所		
XI. かく座機収容器材		
1. 操向装置		
2. 操向アライメント		
3. クレーン・エンジン		
4. クレーン電気系統		
5. 補助脚		
6. 通話装置		

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

要修理申立書

要 修 理 申 立 書	契約相手方 （住所・氏名）		項 ／

契約番号		契約品名 車種		車番		監督官印	印

一連 番号	作業内容（作業項目） 及び 部　品　名	部 品 番 号	単位	作業点数 及び 数　量	見積単価	見積金額	備　考

監督実施記録

監督実施記録			
車種		整備の種類	
車番		所属部隊	
開始日付		完了日付	
１．指示事項等 ２．監督等の方法及び場所			
監督官等氏名		補助者等氏名	

監督実施記録			
車種		整備の種類	
車番		所属部隊	
開始日付		完了日付	
１．指示事項等 ２．監督等の方法及び場所			
監督官等氏名		補助者等氏名	

監督実施記録			
車種		整備の種類	
車番		所属部隊	
開始日付		完了日付	
１．指示事項等 ２．監督等の方法及び場所			
監督官等氏名		補助者等氏名	

監督実施記録			
車種		整備の種類	
車番		所属部隊	
開始日付		完了日付	
１．指示事項等 ２．監督等の方法及び場所			
監督官等氏名		補助者等氏名	

車両付属品員数表

車　両　付　属　品　員　数　表								
車　種		品　名	車検証	エンジンキー	消火器	発煙筒	スペアーキー	重量税
車　番								
検査実施者	印	確認年月日						
監　督　官	印	確認年月日						

車　両　付　属　品　員　数　表								
車　種		品　名	車検証	エンジンキー	消火器	発煙筒	スペアーキー	重量税
車　番								
検査実施者	印	確認年月日						
監　督　官	印	確認年月日						

車　両　付　属　品　員　数　表								
車　種		品　名	車検証	エンジンキー	消火器	発煙筒	スペアーキー	重量税
車　番								
検査実施者	印	確認年月日						
監　督　官	印	確認年月日						

車　両　付　属　品　員　数　表								
車　種		品　名	車検証	エンジンキー	消火器	発煙筒	スペアーキー	重量税
車　番								
検査実施者	印	確認年月日						
監　督　官	印	確認年月日						

別紙様式第６

官給品使用明細書

官給品使用明細書	契約相手方 （住所・氏名）	印

調達番号		監督官等	確認　　年　　月　　日	物品出納官	転記　　年　　月　　日	分任物品管理官	確認　　年　　月　　日
契約年月			（所属）		（所属）		
契約品名			（官職）		（官職）		
			（氏名）　　印		（氏名）　　印		印

項目番号	物品番号	品名	単位	交付数量	使用数量	残数量	受領証書番号	備考

不具合通報

（あて先） 分任物品管理官殿 （　　　　　長気付） （写真付先）	不具合通報	発簡番号	
		日付 発簡	
		日付 作成	
		作成基地等	
		発簡者署名	

						状態			不具合事項												
項目	証書番号	物品番号	品名	請求(出荷)数	受領数	使用可能	要修理	修理不能	TOC（未実施）	INC（不完備）	破損	発錆	不適用（装着不能）	識別不明	機能不良	数量相違	物品票の不備	包装（梱包）不良	期限不明・切れ	証書の不備	その他
1																					
2	証書記載のもの																				
3	と相違する物品																				

不具合状況の明細	不具合発見時期：	不具合箇所：	改善意見等：	隊長等
				受領側検査係

来歴							
製造会社名		修理会社名		納入年月日		調達担任補給処	
製造年月日		修理年月日		かし担保期限		調達要求番号	
製造番号（Sr / No）		修理（整備）区分		受領の区分		その他	

不具合品の処理				参考				
	□ 返送済	□ 回答後処置	□ 受領側で修理可能		請求（受領）物品の部品番号		出荷側補給検査係番号	
	□ 返送予定	□ URとして処置	□ その他（右に記入）		関連T.O.等の図書番号		検査票番号	

出荷側の処置		調査担当者	担当課長等
		整理番号	

別紙様式第８

部品等使用明細書

部品等使用明細書	契約相手方 （住所・氏名）		項 ／
契約品名		車　番	

調達番号		監督官確認年月日		監督官印	印

一連番号	品　　名	物品番号又は部品番号	単位	数量	単　価	金　額	備　考

入　札　書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、下記のとおり提出します。

平成26年4月23日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長　渡部　和也　殿

住　　所
会 社 名
代表者名　　　　　　印
代 理 人

入 札 金 額　￥

履 行 期 限	平成27年3月31日	納　地	自社指定事業所

品 名（件 名）	規　格	入札			
		単位	予定数量	単　価	金　額
現地外注整備市販型車両	仕様書のとおり	点	2,282		
	－以 下 余 白－				

備　考	税抜金額を記入